

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B2K08-137	2008/12/29	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	(火災)異音がするため確認したところ、当該機器がくずぶっていた。前夜、追い焚きをした後、使用していなかった。			山形県	○使用者は、事故前日に薪を使用した後、バーナーで追い焚きを行っていた。 ○当該製品の焼却口は、事故時に開いており、缶体内部には薪の燃え残りが多数認められた。 ○送油ホースは、焼損して送油管接続口から外れており、亀裂が認められた。 ●事故原因は、使用者が当該製品のバーナーで追い焚きを行った際、焼却口のふたが開いていたため、火の着いた薪が焼却口から外にこぼれ、近くにあった送油ホースへ延焼し、漏れた灯油に引火して当該製品や壁を焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「バーナー運転時には、焼却口ふたなどは必ず閉じる」旨、記載されていた。	使用約5年(バーナーは約10年)
B1K08-136	2008/05/14	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)灯油がなくなったため、給油して再点火したところ、灯油タンク側から炎が吹き出し、畳と台所の床を焼損した。	火災		埼玉県	○当該製品には焼損及び灯油漏れの痕跡はなかった。 ○当該製品の前方の畳に焼損が認められた。 ●事故原因については、使用者の供述と当該製品の状態が一致せず特定できなかった。	
B1K08-135	2008/02/04	2012/06/04	石油ストーブ(開放式)	(火災)給油後に点火して、その場を離れた。しばらくすると当該機器から発火し、周辺が焼損した。	火災		新潟県	○事故品は消防にて廃棄済みであり、確認できなかった。 ○消防への聞き取りによれば、当該製品のカートリッジタンクは、ねじ式の口金が斜めにかけられており、口金から灯油が漏れていた。 ●事故原因については、使用者が当該製品のタンクに給油して本体に戻そうとした際に、タンクの口金が適切に閉められていなかったため灯油が漏れ、点火した火が引火して火災に至ったものと推定される。	
XXK08-134	2008/12/09	2012/06/04	石油ファンヒーター	(火災、負傷1名(被害程度不明))火災が発生し、火災現場に当該製品があった。1名が負傷した。	火災	負傷1名(被害程度)	福島県	●消防で、火災の原因は外火であることが判明したため、製品に起因した事故ではないと判断された。	
B1K08-133	2008/07/31	2012/06/04	石油給湯機	当該機器の熱交換器に大量の煤が付着したまま使用を続けていたところ、当該機器排気接続部より出火した。	火災		北海道	○当該製品は、不完全燃焼のため安全装置が働いて燃焼停止する状態であった。 ○使用者は事故発生前々日の当該製品修理時に機器の使用禁止を告げられていたが、安全装置のリセットを繰り返して使用を続けていた。 ○機器本体側の排気筒接続部に凹み状の変形が認められたが、凹み部には接続部固定用のリングが取り付けられていた圧迫痕が認められた。 ●事故原因は、長期使用(約13年)された当該製品の熱交換器に大量の煤が付着して不完全燃焼が生じ安全装置が働いて機器が運転停止状態となっていたが、使用者が電源をリセットしながら使用を続けたため不完全燃焼による未燃ガスが引火して排気筒接続部の変形箇所から炎が漏れ、火災に至ったものと推定される。 なお、排気筒接続部にあった凹み変形部にリングを取り付けた痕跡があるため、施工後に変形が生じたものと推定された。(2010/12/03公表内容)	使用期間約13年
B1K08-132	2008/07/10	2012/06/04	石油こんろ	当該製品に水を入れたやかんを載せ点火したまま外出したところ、当該製品の開口部から火が出ていた。	火災		東京都	○使用者は当該製品を燃焼させた状態で放置して外出していた。 ○当該製品上部が過熱し、五徳の裏側全体に煤が付着していた。 ○燃焼筒は過熱した状態にあり、燃焼筒内部全体に煤が付着していた。 ○燃焼筒下部の芯調節器のガス抜き穴から、灯油ガスが吹き出し燃焼した痕跡が認められた。 ●事故原因は、使用者が当該製品点火後に、放置して外出していたことに加え燃焼筒のセットを確認しなかったため異常燃焼が生じて製品内部が高温度となり、灯油タンクの内圧が上昇して、芯調節器のガス抜き穴から灯油ガスが吹き出し、燃焼の炎が引火して火災に至ったものと推定される。(2010/12/03公表内容)	
B1K08-131	2008/11/18	2012/06/04	石油温風暖房機(開放式)	当該機器及び畳の一部が焼損する火災が発生した。	火災		山口県	調査の結果、 ○当該製品内部からの発火痕跡は認められなかった。 ○給油タンクに油漏れはなかった。 ●上記のことから、外部から焼損した可能性もあり、事故原因は特定出来なかったが、当該製品に起因しない事故と判断される。(2010/10/01公表情報)	
B1K08-130	2008/09/27	2012/06/04	油だき温水ボイラ	当該機器の点火テストを行い、しばらくしてボイラ室へ行くと異音が出て、発煙していた。	非火災		秋田県	●消防で「火災」として扱われていないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。(非重大製品事故として、NITEで調査)(2010/10/01公表内容)	
B1K08-129	2008/05/06	2012/06/04	油だき温水ボイラ	当該機器の電源を入れた後、しばらくして火災が発生した。	火災	軽傷2名	富山県	調査の結果 ○当該製品の燃焼器具には発火の痕跡は認められなかった。 ○排気筒のH型トップの一部が破損し、雨水が流入する状態であった。 ○缶体底部のステンレス製底板に穴が開き、排気ガスが漏れる状態であった。 ○オイルストレーナーのOリングに弾力低下による変形が認められた。 ○缶体下に灯油漏れが認められた。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。原因は、排気筒が破損した状態を認識しつつ修理をせずに使用していたために、缶体に雨水等が入り込み、缶体底部に腐食による穴があき、その穴から漏れ出した排気熱によってオイルストレーナーのOリングが変形して、灯油漏れが起こり、漏れ出した灯油に当該製品の炎が引火して火災に至ったものと推定される。(2010/10/01公表情報)	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-128	2008/05/05	2012/06/04	石油ふろがま(薪兼用)	当該機器を使用中、異音がしたため確認すると、当該機器から出火しているのを発見した。	火災		山口県	調査の結果、 ○バーナー外郭及び缶体外郭に焼損痕が認められた。 ○バーナーの電源コードやリード線の焼損が著しいが、溶融痕は認められなかった。 ○点火装置及びその他の製品内部には、焼損及び出火の痕跡が認められなかった。 ●上記のことから、当該製品に起因しない事故と判断される。原因は、事故品のバーナー付近に何らかの可燃物が接触して発火し、製品の電源コードなどに延焼して火災に至ったものと推定される。 (2010/10/01公表情報)	
B1K08-127	2008/11/05	2010/11/5	石油ふろがま用バーナー	釜の焚き口から出火した。現在、原因を調査中。	火災		大分県	調査の結果、消費者が自らふろがまの修理をしようとして、当該製品(バーナー)を購入し、他社製の釜に取り付ける際に、空焚き防止装置切断、短絡させる改造施工を行ったことから、当該製品が誤作動を起こし、空焚き状態になったものと判断した。	
B1K08-126	2008/04/22	2010/11/5	石油ふろがま(薪兼用)	ふろがまに薪を入れて、当該製品を使用していたところ火災が発生した。その際、家人1名が軽い火傷を負った。焼却口蓋を開けずに使用していたことから、薪の火が延焼した可能性があり、現在、原因を調査中。	火災	軽傷1名	福島県	調査の結果、当該製品の奥行きよりも長い薪を入れ焼却口の蓋を開けたまま使用していたため、火種が落ちて油送用のゴムホースに引火したものと判断した。	
B1K08-125	2008/02/27	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	当該機器に点火して現場を離れしばらくすると、異音が生じたので確認すると、当該機器が燃えていた。現在、原因を調査中。	火災		鹿児島県		
B1K08-124	2008/02/10	2010/11/5	石油ストーブ(半密閉式)	当該機器付近から火災が発生し、家人1名が死亡した。出火元も含め、現在、原因を調査中。	火災	死亡1名	北海道	調査の結果、焼損の状況から当該ストーブ内部からの出火ではなく、可燃物の接触による出火と判断した。	
B1K08-123	2008/02/10	2010/11/5	ガソリンこんろ	湖上に張られたテント内で倒れている人を発見したが、死亡が確認された。閉めきったテント内で当該製品を使用したため、CO中毒で死亡したものと思われるが、現在、原因を調査中。なお、当該製品は、屋外専用であり、テント内での使用を禁止する注意表示が本体等に記載されている。		CO中毒死亡1名	北海道	屋外専用であり、テント内での使用を禁止する注意表示が本体及び取扱説明書に記載されている当該製品をテント内で使用したことにより一酸化炭素中毒に至ったものであると判断した。	
B1K08-122	2008/01/23	2010/11/5	石油ファンヒーター	当該製品付近から出火する火災が発生した。現在、原因を調査中。	火災		神奈川県	調査の結果、当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書には、給油時消火の注意表示が記載されている。	
B1K08-121	2008/02/11	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	山小屋の宿泊客がめまいや吐き気の症状を訴え、15名が病院へ搬送された。当該製品が2台設置されていた。積雪により窓が開かず、十分な換気ができていなかった可能性もあり、現在、原因を調査中。	無	CO中毒軽傷15名	長野県	調査の結果、製品の排出ガス量、燃焼状態に異常は見られなかった。製品に問題が見られなかったことから、製品に起因する事故ではないと判断した。	中毒の程度については不明のため、軽症としている。 B1K0800075と B1K0800121は同一事故
B1K08-120	2008/01/22	2010/11/5	石油ファンヒーター	当該機器周辺と台所を焼損する火災が発生し、家人1名が軽い火傷を負った。出火元も含め、現在、原因を調査中。	火災	軽傷1名	富山県	調査の結果、被害者が当該製品の点火方法を理解していなかったために、マッチ等で点火しようとして、製品内部の灯油に引火し火災に至ったものと判断した。	
B1K08-119	2008/01/04	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	当該製品が火元と思われる火災が発生した。当該製品を移動中に転倒させた可能性もあり、現在、原因を調査中。	火災	死亡1名	広島県	調査の結果、当該製品に不具合は認められず、使用者がマッチで点火する際に燃焼筒がずれ、異常燃焼となり、当該製品を外に出そうとして転倒させ、可燃物に燃え移った事故と判断した。	
B1K08-118	2008/12/12	2010/11/5	石油温風暖房機(密閉式)	作業者が試験室に朝から入り午後2時頃体調不良となる。暖房機の置台に灯油が溜まっていた。機器からの排気漏れなど一酸化炭素中毒の要因となるものは認められず、当該機器が起因しているとは考えられない。	なし	CO中毒の疑い	北海道	調査の結果、 ○当該製品からは、一酸化炭素の発生が認められなかったこと、 ○灯油臭については、熱交換器の煤詰まりによる燃焼不良の結果として燃焼室内に灯油が溜まったものと推定されるが、一酸化炭素との因果関係はないこと、から、 ●燃焼室内に溜まった未燃灯油が置き台に漏れて、漏れた灯油の臭いで気分が悪くなったものと推定。	
B1K08-117	2008/12/30	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、火元付近に当該製品があった。	家屋焼損	なし	富山県	調査の結果、 ○当該製品は焼損及び変形が著しいが、燃焼筒に異常燃焼の痕跡がなかったこと、 ○芯調節つまみ及び点火芯は消火時の位置にあったこと、から、 ●当該製品からの出火ではなく外部からの延焼により焼損したものと推定。	
B1K08-116	2008/12/29	2010/11/5	石油給湯機付ふろがま	当該機器の排気口から炎が立ち上ったため、消火した。手入れ不足によって何度も着火不良が発生し、サイレンサー及び排気筒内に未燃灯油が溜まり、着火時の炎が溜まった未燃灯油に引火して火災に至ったものと推定。	火災		茨城県	調査の結果、 ○排気口に煤の付着、排気筒内部に過熱痕跡があったことから、 ●手入れ不足によって何度も着火不良が発生し、サイレンサー及び排気筒内に未燃灯油が溜まり、着火時の炎が溜まった未燃灯油に引火して火災に至ったものと推定。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-115	2008/12/16	2010/11/5	石油給湯機	プレーカーが落ち、再度スイッチを入れたがまた落ちた為、機器を見ると火が出ていた。腐食と錆で穴だらけの燃焼室及び底板から、燃焼ガスや未燃油が底板下部に流れ込んで引火したものと判断する。	機器焼損、設置部屋のコンクリート壁に煤付着	なし	宮崎県	調査の結果、 ○長期間(27年)使用により、目視で容易に確認できるほどに燃焼室底部が著しく腐食して穴が生じていたことから、 ●その状態で使用を続けたため、腐食穴から高温の燃焼ガスが漏洩して火災に至ったものと推定。	製造から25年以上経過した製品
B1K08-114	2008/12/08	2010/11/5	石油ストーブ(密閉式)	温風吹き出し口から炎が見えた	器具焼損	なし	山形県	調査の結果、 ○使用者が給排気筒を数年前から雪囲いで囲っており正常な排気が行われにくい状態であったこと ○それに加え当該製品が長期間(約17年)使用されており、熱交換器内部に多量の煤が付着していたこと、から、 ●不完全燃焼による爆発着火を繰り返していたためパッキンが欠損し、点火時に未燃灯油に爆発着火した際にパッキンの隙間から炎があふれて、火災に至ったものと推定。	経済産業省データは「石油温風暖房機(密閉式)」と記載
B1K08-113	2008/10/29	2010/11/5	石油ストーブ(開放式)	倉庫で火災が発生した。出火元付近に当該製品があった。	神社焼損	なし	福島県	調査の結果、 ○当該製品は出火時に使用されていなかったことが確認されこと、 ○当該製品からの出火が認められないことから、 ●当該製品からの出火ではないと推定。	
B1K08-112	2008/11/08	2010/11/5	石油給湯機付ふろがま	不着火で使用できずにいたが、1週間前からまた使い始めた。当日朝運転しその後は使用せず、夕方出火。缶体とバーナー間に生じた隙間より熱気が漏れ灯油のしみ込んだパッキンに引火したか、或いは電源コードのショートにより発火したものと推定する。	給湯側バーナーの電源コードと外装の一部が焼損	なし	岩手県	調査の結果、 ○長期間(23年)の使用によってふろがま機能が事故発生日の1ヶ月前から点火していなかったこと、 ○給湯機能も1週間前から点火しにくくなっていったこと等機器の調子が悪いことを知りつつ使用していたことから、 ●長期間使用によって缶体とバーナーの間に生じた隙間から熱気が漏れて、バーナー口パッキンに引火したか、電源コードが発火しパッキンに延焼したものと推定。	製造から20年以上経過した製品
B1K08-111	2008/12/24	2010/06/18	石油ふろがま用バーナー(薪兼用)	空焚き防止装置を備えていない当該製品を、浴槽に水を張らずに運転したところ、空焚きとなった。	機器焼損、ビニールパイプ等焼損	なし	岩手県	調査の結果、空焚き防止装置の付いていない当該製品に水を張らずにバーナーのスイッチを入れたまま放置したため、空焚き状態となったものと判断した。なお、当該製品は、約26年前に製造されたものである。	製造から25年以上経過した製品
B1K08-110	2008/11/16	2010/03/17	石油ストーブ(開放式)	当該製品を不安定な場所に置いて使用したところ、しばらくするとストーブが倒れており、周辺が焼損していた。	器具および周辺焼損	無	岩手県	調査の結果、当該製品は、対震自動消火装置が針金で固定され作動しなくされていた。当該製品を不安定な場所で使用し、その場から離れていたため、当該製品が転倒し、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-109	2008/11/05	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	当該製品に給油タンクを設置しようとしたときに炎が上がった。	火災	軽傷1名	北海道	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油を行い、タンクを戻そうとした際に、給油タンクの給油口に異物が挟まっていたため、灯油がたれて製品にかかり、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油を行い、タンクを戻そうとした際に、給油タンクの給油口に異物が挟まっていたため、灯油がたれて製品にかかり、火災に至ったものと判断した。
B1K08-108	2008/03/12	2010/03/16	石油ストーブ(開放式)	家屋を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品の給油タンクに給油後、給油口の口金キャップを良く締めなかった可能性がある。	火災	軽傷1名	岩手県	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油し、タンクを戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップがきちんと締まっていなかったため脱落して、灯油がこぼれて製品にかかり、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油し、タンクを戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップがきちんと締まっていなかったため脱落して、灯油がこぼれて製品にかかり、火災に至ったものと判断した。
B1K08-107	2008/03/22	2010/03/16	石油ファンヒーター	当該製品のスイッチを入れ、暫くして製品の前後から黒煙が発生。その後、製品内部に炎が見えた為スイッチを切ったが、燃焼用の空気吸入口から炎が吹き出た。	火災	無	秋田県	調査の結果、当該機器の内部に糖分を含んだ液体をこぼしたまま放置していたため、液体が燃焼室等に固着し、点火スイッチを入れた際、バーナーの炎で液体の固着物が燃えたものと判断した。	調査の結果、当該機器の内部に糖分を含んだ液体をこぼしたまま放置していたため、液体が燃焼室等に固着し、点火スイッチを入れた際、バーナーの炎で液体の固着物が燃えたものと判断した。
B1K08-106	2008/11/13	2010/02/12	石油ファンヒーター	火災が発生した。火災現場に当該製品があり、出火元も含め、現在、原因を調査中。	火災	無	山形県	調査の結果、当該製品を使用中に、当該製品の前方に誤ってカセットこんろ用ガスボンベを置き、爆発したものと判断した。	

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-105	2008/12/07	2010/02/12	石油給湯機	前日に警報(炎検出器異常検知)が発生。その後、通常に作動。翌日の夜、入浴時に警報(温度ヒューズ断線)が出た。臭いがするというので外に出ると給湯機の異常に気づいた。	機器焼損	無	宮崎県	調査の結果、たびたび故障のエラー表示が出ていた当該製品をそのまま使い、リセットと点火操作を繰り返したことから、製品内部に未燃灯油が溜まり、発火したものと判断した。	たびたび故障のエラー表示が出ていた当該製品をそのまま使い、リセットと点火操作を繰り返したことから、不着火によって消音筒に溜まった灯油に引火し、熱交換器内が過熱、沸騰し、給水配管の塩ビ管が破裂したため、空焚き状態となり、消音筒上部の熱交換器が過熱し
B1K08-104	2008/10/02	2010/02/12	石油ふろがま(薪兼用)	当該製品を使用中に発火した。	機器焼損	無	香川県	調査の結果、当該製品に発火の痕跡は認められなかった。周辺に散在していた可燃物に、当該製品のバーナー等の熱の影響で着火したものと判断した。	当該製品に発火の痕跡は認められなかった。周辺に散在していた可燃物に、当該製品のバーナー等の熱の影響で着火したものと判断した。(以上、消防からの
B1K08-103	2008/03/09	2010/02/12	石油ふろがま(薪兼用)	離れの風呂場より発火した。	5棟312㎡全焼	無	福島県	調査の結果、当該製品及びバーナーに異常は認められなかった。当該製品の煙突は使用者が設置したもので、使用者が掃除をした際に、接続部に隙間が生じ、排気の熱により付近の屋根板が発火したものと判断した。	煙突は使用者が設置。使用者が掃除をした際に隙間が生じ、(接続部が変形し、きつくて深く差し込まれてなかった)木造の下屋野地板に熱が伝わり発火したものと判断した。(以上、消防からの情
B1K08-102	2008/10/27	2010/02/02	石油こんろ	10月27日午後7時55分頃、台所より発火。置台を使用せず、玄関マットのようなものを2つ折りにしてその上に石油こんろを載せて1時間ほど燃焼させていた。火災報知器が作動して本体から1m程立炎しているのに気づき玄関マットごと移動させようとした際に石油こんろが転がり本人が火傷、床等が一部焼損する。	有	無	山形県	調査の結果、本体と置き台の間から空気を吸入する自然給吸気式の当該製品に置き台を使用せず、本体を直接マットの上に置いて使用していたため、空気不足で異常燃焼したものと判断した。なお、取扱説明書に、同梱の置き台を必ず取り付け使用する旨、記載されている。	
B1K08-101	2008/12/24	2010/02/02	石油ファンヒーター	住宅が全焼する火災が発生し、火災現場に当該製品があった。調査の結果、当該製品の残存部品に出火の痕跡は認められなかった。また、同等品による再現試験から焼失していた電装部品等から延焼することはないと考えられ、外部から類焼したものと判断された。	住宅全焼	詳細不明	香川県		
B1K08-100	2008/12/21	2010/01/28	石油給湯機(屋外式)	警告表示があったがそのまま使用を続けたため酸化した灯油に着火して爆発音と排気トップより発火。油タンク内の灯油もヘドロ状となっていた。	無	無	山口県	調査の結果は、長期間使用していた当該製品のメンテナンス不足によりタンク内の灯油がヘドロ状になっていた。たびたび点火不良が生じ、警告表示が出ていたにもかかわらず、そのまま使用を続けたため、酸化した灯油に爆発着火したものと判断した。	製造から20年以上経過した製品
B1K08-099	2008/05/17	2010/01/28	石油ふろがま(薪兼用)	当該製品及びその周囲は焼損無し。めがね石の隙間から煙突の熱が伝わり、上部の壁の木材に低温着火して火災発生。	母屋全焼	無	宮城県	調査の結果、当該製品及び製品の周囲は焼損しておらず、製品に異常は認められなかった。表裏に2枚重ねた形で設置されていためがね石の隙間から煙突の熱が伝わり、上部の壁の木材に低温着火したものと判断した。	
B1K08-098	2008/12/15	2010/01/08	石油ストーブ(開放式)	当該製品周辺を焼損する火災が発生し、1名が煙を吸って軽傷を負った。	火災	軽傷1名(やけど)	岩手県	調査の結果、当該製品に発火に至る異常は認められず、使用中に当該製品をいりりの中に転倒させたため、こぼれた灯油に引火したものと判断した。	
B1K08-097	2008/11/14	2010/01/08	石油ストーブ	当該製品に点火してしばらくすると、燃焼筒から異常燃焼して、炎が上がったので水を掛けて下火になったので、当該製品の燃焼筒のみ持って外に出したが、部屋に戻ると当該製品から火が出て周囲が焼損した。	火災	軽傷1名(やけど)	広島県	調査の結果、当該製品は自動点火装置が故障していたので手動で点火しており、その際に燃焼筒を正しく置かなかつたため、異常燃焼を起こしたものと判断した。	
B1K08-096	2008/11/17	2010/01/08	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が軽い火傷を負った。発見当時、給油タンクが当該製品から外れていた。	火災	軽傷1名(やけど)	広島県	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油タンクを抜き取り、当該製品のそばで給油を行った際に誤ってこぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品の消火をせずに給油タンクを抜き取り、当該製品のそばで給油を行った際に誤ってこぼれた灯油が当該製品にかかり、火災に至ったものと

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-095	2008/04/08	2010/01/08	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、家人1名が死亡した。当該製品設置場所付近が良く燃えていた。	火災	死亡1名	山形県	調査の結果、当該製品の燃焼筒を逆さまに取り付けていたため、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	調査の結果、当該製品の燃焼筒を逆さまに取り付けていたため、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。
B1K08-094	2008/02/16	2010/01/08	石油ファンヒーター	住宅が全焼する火災が発生した。出火元付近に当該製品があった。	火災	無	群馬県	調査の結果、火災発生時に当該製品は使用されておらず、バーナー部に異常燃焼の痕跡は認められないことから、外部から焼損したものと判断した。	
B1K08-093	2008/12/14	2010/01/08	石油ファンヒーター	当該機器を使用中に男児が機器裏面の空気取り入れ口に接触したと思われる火傷を負った。	無	重傷1名(やけど)	和歌山県	調査の結果、当該製品の燃焼中及び耐震消火装置が作動した際の空気取り入れ口の金属製網の表面温度は、火傷に至る温度にはならなかった。燃焼状態で、プラグを抜いた場合、当該網の温度は火傷に至る温度に達することから、使用中にプラグが抜け、その直後に当該網の部分に接触したものと判断した。	
B1K08-092	2008/04/22	2010/01/08	石油ふろがま(薪兼用)	タイマー設定を10分とし正常に燃焼していることを確認してその場を離れた後出火。焼却口蓋が開いたまま長い薪を入れたため、火がこぼれて送油ゴムホースを焼き、漏れた灯油に引火したものと推定する。	木造2階建ての屋根や風呂場部分焼損	軽傷1名(やけど)	福島県	調査の結果、当該製品の奥行きよりも長い薪を入れ焼却口の蓋を開けたまま使用していたため、火種が落ちて送油用のゴムホースに引火したものと判断した。	
B1K08-091	2008/11/05	2010/01/08	石油ふろがま(薪兼用)	前日に薪で追焚きした。翌日昼頃、ふろがまの焚口から火が出ているのに気づいた。煙突設置が悪く、バーナー内部にタールが付着。基板の絶縁低下と空き防止装置の改造(直結)が原因と判断する。	缶体だけが焼損し、周囲のモルタル壁が爆けた。	無	大分県		
B1K08-090	2008/11/24	2010/01/08	石油ファンヒーター	当該製品の運転を開始してしばらくすると、気分が悪くなった。室内で異臭を感じた。	無	軽傷1名(CO中毒)	山梨県	調査の結果、当該製品に異常燃焼した形跡は認められず、煤の付着もなく、吸気不足状態を含む燃焼試験の結果は、CO濃度に異常はなかった。	
B1K08-089	2008/02/18	2010/01/08	石油ストーブ(開放式)	2/18、12時30分頃石油ストーブに点火し、火力調節をして13時15分頃外出した。いわき消防署が13時44分火災として通報をうける。	有り	無	福島県	調査の結果、使用中の当該製品の上方に干していた洗濯物が当該製品の上に落下して、発火したものと判断した。	
B1K08-088	2008/12/02	2010/01/08	石油給湯機(屋外式)	組立浴槽に入浴中に入浴者が足に火傷を負った。	無	軽傷1名(やけど)	石川県	火傷の程度は、軽傷であることが確認されたため、重大製品事故でないことが確認された。(非重大事故として、NITEで調査)	
B1K08-087	2008/07/09	2009/08/17	油だき温水ボイラ	朝シャワーを浴びる為スイッチを入れた。エラーが出たので3回位リモコンをON、OFFした。テレビが消えブレーカーが落ち、家人が煙が出ているのを発見し消防署に電話した。排気筒設置不備や長期の換気扇連続運転で点火用電極とエレクトロード接続部のカバー部に付着した水蒸気による絶縁破壊、過熱防止器のコードの劣化(熱変形)、コントロール基板取付板の異常腐食などが発生し、発火要因となった可能性がある。	器具内部焼損	無	富山県	調査の結果、当該製品はボイラー室に設置されており、ドアの給気口が掃除不足でホコリ等によりふさがれ、給気が不十分な状態であった。さらにボイラー室内の湿気を取るために当該製品を使用中に誤って換気扇を回した(排気)ため、当該製品の高温の排気が逆流して燃焼バランスが崩れ、燃焼室付近で発火したものと判断した。	
B1K08-086	2008/02/07	2009/08/17	石油給湯機	朝、ボイラを使用後白い煙がボイラより出ているのでボイラのスイッチを切り消防へ通報。運転スイッチでの入切は正常に機能し、バーナーの燃焼も正常であるため、機器が過熱されるような要因は見受けられなかった。機器の状況などからの推測になるが、煙管の膨れによる排気抵抗の増大により燃焼不良となり、未燃灯油が生じて油が溜まった可能性があり、この溜まった油が、ボイラ使用後も燃え続けていたために缶体が過熱されたことなどが考えられるが特定はできなかった。	安全弁保温材とキャンパステープ溶解、そばに干してあった手拭が焦げる。	無	茨城県		
B1K08-085	2008/11/17	2009/08/17	石油給湯機	火災が発生し現場に当該製品があった。調査の結果、当該製品の外装板の焼損が、内側より外側が著しかったことから、外部から類焼したものと判断された。	家屋全焼	無	長野県	調査の結果、当該製品の外装板の焼損が内側より外側が著しかったことから、外部から焼損したものと判断した。	
B1K08-084	2008/12/25	2009/08/12	石油ファンヒーター	当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至った。	器具焼損	手に軽い火傷	静岡県	当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-083	2008/12/09	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	給油して本体にタンクを戻すときに口金キャップのネジが緩かったため油がこぼれて炎が立ち上がった	ボヤ	無	東京都	当該製品を消火しないで給油しようとした際に、給油タンクの口金が確実に締まっていなかったために、給油タンクを戻す際に油がこぼれて炎が上がったものと判断した。なお、取扱説明書に、給油時に消火する旨の注意事項が記載されている。	

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-082	2008/11/29	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	ガソリンの誤使用による発火事故	家屋を全焼	火傷等	千葉県	当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-081	2008/11/17	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	火災が発生し、1名が死亡した。当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったためと考えられる。	家屋半焼	1名死亡	愛知県	当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-080	2008/10/11	2009/08/12	石油ふろがま用バーナー	空焚き防止装置のないふろがまで、浴槽に水を入れずに点火して空焚きとなった。	機器焼損及び家屋の内壁0.4㎡を焦がす	無	山形県	空焚き防止装置がついていない当該製品で、浴槽の水を張らずに点火したことによるものと判断した。	METI発表では「石油ふろがま」と表記。
B1K08-079	2008/03/19	2009/08/12	石油ストーブ	当該製品を使用中に、製品下部から出火した。その際、左足に軽い火傷を負った。	家屋焼損 器具焼損	左足に軽い火傷	兵庫県		
B1K08-078	2008/02/28	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中に、消火せずに給油を行い、燃料タンクを本体に戻そうとしたところ、灯油がこぼれて引火する火災が発生した。	家屋焼損 器具焼損	無	群馬県	調査の結果、当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、灯油がこぼれかかり、火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書には、給油時消火の警告表示が記載されている。	
B1K08-077	2008/02/24	2009/08/12	石油給湯機付ふろがま	台所で食器を洗い終えたあと、窓の外が明るくなっていることに気づき火災と判断し消防へ通報した。屋外設置の製品が物置内に設置されていた。当該製品を波板で囲む設置状態だったため、換気状態の悪化により不完全燃焼による着火不良が発生し、製品下部に燃料が溜まり、引火したと判断した。	機器内部焼損	無	神奈川県	調査の結果、当該製品を波板で囲む設置状態だったため、換気状態の悪化により不完全燃焼による着火不良が発生し、製品下部に燃料が溜まり、引火した事故と判断した。なお、取扱説明書には、機器の周囲を波板で囲わない旨の注意表示が記載されている。	
B1K08-076	2008/02/22	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	給油タンクをセットしようとした所、給油タンクから灯油がこぼれて引火して火災になった。給油タンクのキャップの閉め方が不十分で灯油が漏れた	家屋を全焼	火傷等	千葉県	調査の結果、当該製品の消火を確認せず給油しようとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、当該製品にセットする際に給油口から灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書に、給油時に消火する旨の注意事項が記載されている。	
B1K08-075	2008/02/11	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	宿泊客がめまいや吐き気の症状訴えた	無	CO中毒軽傷15名	長野県	調査の結果、製品の排出ガス量、燃焼状態に異常は見られなかった。製品に問題が見られなかったことから、製品に起因する事故ではないと判断した。	中毒の程度については不明のため、軽症としている。 B1K0800075と B1K0800121は同一事故
B1K08-074	2008/01/31	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	家屋が全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。火災現場に当該製品があった。	家屋全焼	軽傷2名	福岡県	調査の結果、当該製品の消火を確認せず給油し、戻そうとした際に、給油タンクのネジ式キャップが完全に締まっていなかったため、灯油がこぼれてかかり、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-073	2008/01/03	2009/08/12	石油ふろがま(薪兼用)	AM4時頃入浴し、8時30頃プレーカーが作動したので、ふろがまの方を見にいくと、ふろがま手前の床面から火が出ていた。鎮火後、焚き口の蓋は開いており、燃え残りの薪がふろがまよりはみ出ていた。	木造2階建て部分焼(ふろがま設置場所の周辺が焼損)	無	福島県	調査の結果、ふろがまに入れた薪がはみ出ていたため、火のついた薪が焚き口から落ちて近くの可燃物に燃え移り火災に至ったものと判断した。なお、取扱説明書に、近くに可燃物を置いたり、焼却口が閉められないような長い薪を使用しない旨の注意事項が記載されている。	当該機器から出火した形跡は見受けられなかった。
B1K08-072	2008/04/01	2009/08/12	石油ファンヒーター	当該製品が設置されていた部屋から出火する火災が発生。当該製品は使用者により廃棄されたものであり、機器の焼損が激しく出火原因の特定に至らず、当該製品に起因して生じた事故かどうか不明と判断。	火災	無	北海道		
B1K08-071	2008/10/31	2009/08/12	石油ストーブ	物置で使用した後、しばらくして火災が発生した。	火災	無	香川県	調査の結果、消火ボタン及び芯調整つまみが故障している当該製品を使用し、ステンレス製のボウルを被せて消火しようとしたところ、火が消えなかったため、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	消火ボタン及び芯調整つまみが故障したまま使用し、ステンレス製のボウルを被せて消火しようとしたところ火が消えなかったため、異常燃焼し火災に至った
B1K08-070	2008/11/10	2009/08/12	石油ストーブ(開放式)	燃焼したまま水平に持って3m移動しておいてから、しばらくすると、「ボン」と音がして炎が上がりカーテン等が損傷した。	火災	軽傷1名	東京都	調査の結果、当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	ガソリンを誤給油
B1K08-069	2008/10/30	2009/08/12	石油ストーブ	自動点火装置が使えなかった為ライターで点火したところ、数分後に機器周辺が炎に包まれた。	器具焼損	軽傷1名	新潟県	調査の結果、炎が大きくなりづらかったため当該製品の固定タンクの清掃を行おうと、当該製品を倒すように傾けたため固定タンクから本体内部や周囲に灯油をこぼしたことに気づかず、点火を行ったことから、こぼれた灯油に引火したものと判断した。	炎が大きくなりづらかったため機器の固定タンクの清掃を行おうと、傾けたため固定タンクから本体内部や周囲に灯油をこぼしたことに気づかず点火を行ったことによる

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、被害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-068	2008/02/24	2009/08/10	石油ストーブ(密閉式)	運転中に背面の排気筒延長部に巻きつけられている断熱クロスから発煙、発火した	火災	無	北海道	調査の結果、壁のすぐそばに給排気口が設置されていたため、換気状態の悪化により、不完全燃焼が起こり、製品内熱交換器に煤が付着した。そのため熱交換効率が低下し、高熱の排気ガスが排気筒内に流れ出たため、排気筒に巻いていた耐熱クロスが発煙、発火したものであり、設置上の問題と判断した。	
B1K08-067	2008/12/13	2009/08/10	石油ストーブ	1Fにある六畳ほどのロウカームで使用、点火後2Fの事務所で臭う為、見に行ったところ本体のつまみの奥から火が出ていて、部屋が黒煙で黒くなっていた。	器具焼損	無	愛知県		
B1K08-066	2008/12/25	2009/08/07	石油ストーブ	アパート一室焼損の火災現場に当該製品があった。	集合住宅 一室焼損	軽傷3名	神奈川県		
B1K08-065	2008/03/13	2009/08/07	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、爆発音がして、製品下部から出火した。その際、家人1名が火傷を負った。調査の結果、消費者が給油タンクにガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断。	絨毯、床が少し焦げた。	有 (火傷)	埼玉県	調査の結果、消費者が給油タンクにガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	
B2K08-064	2008/12/26	2009/02/06	石油ストーブ(密閉式)	ストーブ内部の一部が焼損した。現在調査中。	内部一部焼損	無	岐阜県		
B1K08-063	2008/05/03	2009/01/09	石油ふろがま(薪兼用)	釜に薪を入れて、タイマーで5分ほど着火運転した。30分後に通行人より火が出ていると連絡あり。左右各1個のバーナー吊り金具が片方しかなく、缶体とバーナーが密着せずに隙間が開いていた。非常に多くの薪が入ったことで、噴霧された灯油が薪に遮断されて、バーナー口から引火した状態で逆流して滴下し、下にあったゴムホースやバーナー口蓋等に溜まっていた灯油に引火して事故に至ったと判断した。	バーナー部焼損、 壁と上部ビニール 波板の一部焦げ	無	岐阜県	調査の結果、当該製品の取付けを消費者自身が行っており、バーナー口が適切な設置がされていなかったことから、火災に至ったものであり、製品に起因する事故ではないと判断した。	調査の結果、当該製品の取付けを消費者自身が行っており、バーナーが適切な設置がされていなかったことから、火災に至ったものであり、製品に起因する事故ではないと判断した
B1K08-062	2008/04/04	2009/01/09	石油ストーブ(開放式)	・台所でストーブを使用中、異臭に気づき確認すると、ストーブから火が出ていたため消火した。 ・調査の結果、ストーブからの出火の痕跡が認められず、焼損状況も内部からの発火によるものではないことから、製品からの出火でなく、製品に起因しない事故と判断。	食器棚の角や樹脂製のかご、床などの一部が焦げた	無	埼玉県	調査の結果、事故品の内部から出火した痕跡が認められず、キャビネット内側より外側の焼損が著しいことから、当該製品からの出火ではなく、製品に起因しない事故と判断した。	
A2K08-061	2008/12/28	2009/01/09	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	器具内部焼損	器具内焼損	無	兵庫県		リコール品 (2002/10/24)
A2K08-060	2008/10/23	2009/01/09	石油給湯機(屋外式)	家人がお湯を使用していた時に給湯器の下部から煙と火が見えた。家人が水を掛けて電気のコソントを抜いた。	拡大被害無	無	石川県		
A2K08-059	2008/12/18	2009/01/06	石油給湯機(屋外式)	給湯使用中に外で煙が出ていたのが見えたため、当該機器を確認すると焼損していた。	製品被害有	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
B1K08-058	2008/02/	2009/01/06	石油ファンヒーター	ファンヒーター前30~40cmの所で寝ていて左手に火傷。	無	左手に火傷	大阪府	当該製品の温風吹出口の前で寝込んだために、温風により火傷したもので、当該製品本体及び取扱説明書には、寝るときは消火すること、温風吹出口での火傷に関する警告表示があることから、製品に起因する事故ではないと判断した。	
A2K08-057	2008/12/03	2008/12/22	石油温水機(FF式)	燃焼ガスによる事故	無	有	北海道		
A2K08-056	2008/12/11	2008/12/16	石油給湯機(屋外式)	家人が偶然屋外に出たところボイラーから煙が出ているのを発見した。器具内部焼損で拡大被害は無し。	拡大被害無	無	富山県		リコール品 (2002/10/24)
A2K08-055	2008/12/06	2008/12/16	石油給湯機(屋外式)	お湯を使用時に給湯器から煙と火が出てきた。器具の内部が焼損した。	拡大被害無	無	福岡県		リコール品 (2002/10/24)
B1K08-054	2008/11/19	2008/12/11	石油ストーブ(開放式)	当該機器が発火した。当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったためと考えられる。	周辺煤け	無	神奈川県	当該製品にガソリンを誤給油したことにより、異常燃焼し、火災に至ったものと判断した。	

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 製品事故判定第三者委員会 の調査結果	備考
					物的被害	人的被害			
B1K08-053	2008/11/12	2008/12/11	石油ストーブ(開放式)	畳の一部を焼損する火災が発生した。当該製品の給油タンクの口金が外れ、本体内に脱落していたことから、灯油漏れによって、火災が発生したものと考えられる。	畳の一部焼損	無	大阪府	当該製品を消火しないで給油しようとして給油タンクを本体から引き抜いた際に、給油タンクの口金が確実に締まっていなかったために、本体の給油タンク内に口金が脱落し灯油が漏れたものと判断した。なお、取扱説明書に、給油時に消火する旨の注意事項が記載されている。	
B2K08-052	2008/10/14	2008/12/01	石油ファンヒーター	家庭用石油ファンヒーターが勝手に点火するようになった。	無	無	福島県		
A2K08-051	2008/11/10	2008/11/26	石油給湯機(屋外式)	器具内部焼損	拡大被害無	無	福岡県		リコール品 (2002/10/24)
A2K08-050	2008/11/09	2008/11/26	石油給湯機(屋外式)	器具内部焼損	拡大無	無	茨城県		リコール品 (2002/10/24)
A2K08-049	2008/11/05	2008/11/26	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	器具内部焼損	拡大有り	無	佐賀県		リコール品 (2002/10/24)
B2K08-048	2008/11/04	2008/11/17	石油ストーブ(密閉式)	ストーブより未燃灯油臭と思われる臭気発生、夫婦共具合悪くなり病院に行った。室内に一酸化炭素は検出されなかった。現在調査中。	無	有	北海道		
A2K08-047	2008/10/30	2008/11/10	石油給湯機(FE式)	給湯機を使用中に音がしたため、器具を確認すると焼損していた。	製品被害有	無	宮城県		リコール品 (2002/10/24)
B1K08-046	2008/10/16	2008/10/30	焼却兼用ポイラ	ポイラを使用中に、排気筒の穴から炎がでて、ひさしの下側を焦がした。初期段階で消火した。	ひさし下側0.5m2 焼損	無	静岡県		
B1K08-045	2008/02/22	2008/10/10	石油ふろがま(薪兼用)	午後9時頃薪を入れ、タイムスイッチを10分回した。9時30分頃風呂に入り、その後、別棟に行き就寝した。午後11時頃火災となった。焚口の蓋は空いたままだった。焚口蓋が開放されていること、燃え残りの薪が残っていること、送油管がゴムホースであることから、薪の燃え残りが焚口から零れ落ちること、周辺の可燃物やゴムホースに接触し、時間をかけて火災となったものと推測する。	全焼	無	愛知県	調査の結果、焼却口が開いた状態で大きな薪が残っていたことから、投入した薪の燃え残りが焼却口から落下して、周辺の可燃物及びゴム送油管に接触し、火災に至ったものと判断した。	
B1K08-044	2008/01/21	2008/10/10	石油ストーブ(開放式)	当日朝、5:00頃起床、居間に置いてあるストーブに点火、点火後再び床に入り5:12頃異変に気付く、その際燃焼筒の両脇より炎が出ていた。座布団、シーツなどをかぶせて、消火し、台所に移動させたが、再度出火、バケツで水をかけて消火。	無	有	東京都	調査の結果、当該製品の天板に可燃物を置いたまま点火したために、火災に至った事故と判断した。	
B1K08-043	2008/01/30	2008/10/10	石油給湯機(屋外式)	勝手口の網戸、風呂場の網戸約1mを焼損した。	網戸	無	香川県	調査の結果、当該機器は過去に修理実績のある製品であり、修理の不具合によるものと判断した。	
B1K08-042	2008/01/23	2008/10/10	石油ファンヒーター	会社事務所内にある椅子の脚付近の床に配置されていた石油ファンヒーターの電源コードより出火し、近傍にあったダンボールへ引火、床と机の一部が焦げた。 当社で調査の結果、外部から電源コードが機械的なストレスを受けたことによるものと判明し、経済産業省の第三者判定委員会においても「製品起因による事故ではない」と判断された。	有	無	岡山県	調査の結果、当該製品の電源コードが椅子等の外的要因により圧力を受けて被覆が損傷し、ショートしたため、近傍のダンボールへ引火したものと判断した。	
A2K08-041	2008/07/28	2008/09/25	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	シャワーを使用中に湯にならなくなりポイラを見ると排気部から煙が出ていた	機器の部品故障 であり物的被害 は有りません	無	長野県		リコール品 (2002/10/24)
A2K08-040	2008/06/16	2008/09/04	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時に臭いがするとの修理依頼があり、サービスマンがお客様宅を訪問したところ、自主点検済みの製品から油漏れしていることを確認した。(送油ユニットの油漏れによる自主点検を2003年3月8日に実施済み)	製品被害有	無	山梨県		リコール品 (2008/09/02)
A2K08-039	2008/05/23	2008/09/04	石油給湯機(屋外式)	強い焼き不良が発生しサービスマンがお客様宅を訪問したところ、自主点検済みの製品から油漏れしていることを確認した。(送油ユニットの油漏れによる自主点検を2003年1月21日に実施済み。)	製品被害有	無	岐阜県		リコール品 (2008/09/02)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
A2K08-038	2008/06/18	2008/08/28	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	徳島県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-037	2008/03/26	2008/08/26	石油給湯機付ふろがま(屋内式)	お湯使用中に給湯器の異変に気付いた。器具内部焼損していた。	器具内焼損	無	山形県			リコール品 (2006/12/04)
A2K08-036	2008/07/04	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、リモコンにチェックサインを表示し作動が停止した。	製品被害有	無	埼玉県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-035	2008/07/01	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	徳島県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-034	2008/06/25	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	石川県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-033	2008/06/22	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、リモコンにチェックサインを表示し作動が停止した。	製品被害有	無	広島県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-032	2008/06/13	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、リモコンにチェックサインを表示し作動が停止した。	製品被害有	無	石川県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-031	2008/04/20	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	大分県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-030	2008/04/12	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	和歌山県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-029	2008/02/26	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、屋内のブレーカが作動した。	製品被害有	無	茨城県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-028	2008/01/08	2008/08/25	石油給湯機(屋外式)	給湯機を使用している時、全く作動しなくなった。	製品被害有	無	静岡県			リコール品 (2008/09/02)
A2K08-027	2008/06/26	2008/07/08	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	お湯使用中に給湯器の異変に気付いた。	器具内部焼損	軽症1名	石川県			リコール品 (2002/10/24)
B1K08-026	2008/03/05	2008/07/01	石油ファンヒーター	一般木造住宅の1階の1室(約3畳)で、ファンヒーターを点火後に異常音がし、ストーブの操作部及びテレビ、家具、畳、布団の一部が焦げた。	ストーブの操作部及びテレビ、家具、畳、布団の一部が焦げた	無	滋賀県	調査の結果、当該製品に異常燃焼した痕跡がなく、内部の電気部品等にも発火の痕跡が認められないことから、製品に起因する事故ではないと判断した。		
B1K08-025	2008/01/28	2008/07/01	石油ファンヒーター	当該製品をつけて寝ていた。朝方3時過ぎ、臭い煙に気づき起きたら当該製品の後方20cmくらいから炎が上がっていた。	木造平屋建ての家が全焼	無	香川県	調査の結果、当該製品の燃焼室に異常燃焼した痕跡がなく、内部の電気部品等にも発火の痕跡が認められず、外的要因による火災の可能性も考えられることから、製品に起因する事故ではないと判断した。		
B1K08-024	2008/01/13	2008/07/01	石油ストーブ(開放式)	午前6時半頃起床して台所の石油ストーブに点火。火災報知機が鳴ったので確認するとストーブ周辺が燃えていた。事故品のストーブの中に、油タンクの口金キャップが残っており、タンクはストーブの外にあったことから、ヒューマンエラーが原因と見ている。	1軒全焼	額に軽い火傷	愛知県	ストーブの火を消さず給油を行い、また、カートリッジタンクのふたを閉め忘れたため給油時に灯油がこぼれ、火災に至った事故と思われ、製品には起因しない事故と判断した。		
B1K08-023	2008/03/27	2008/06/10	石油ストーブ	木造2階建て住宅から出火する火災が発生。当該石油ストーブに不具合は無く、石油ストーブの輻射熱により近傍布製の物に着火したと推定された。	1階の和室2㎡を焼損	有(死亡)	宮城県			

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
B2K08-022	2008/01/12	2008/06/10	石油ファンヒーター	点火操作したところ、当該品の前後から火が出たように見えた。原因は、変質灯油の使用により、氧化器のニードルに多量のタールが付着し、器具内で黄火になったと推定された。加えて、コンセントが抜かれた為、対流ファンが回らず、炎が伸び、前後から油煙(スス)が出たものと見ている。	無	無	京都府			
B1K08-021	2008/03/10	2008/05/22	石油ストーブ(半密閉式)	当該機器周辺の可燃物が倒れ、暖房機と接触し火災が発生した。	火災	無	岩手県	当該機器周辺に置かれた可燃物に引火し火災に至ったものであり、製品に起因する事故ではないと判断した。		
B2K08-020	2008/03/09	2008/05/15	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	顔を洗おうとして、お湯の蛇口をひねると、大きな爆発音がし湯が出なくなった。外に出て石油給湯機を確認すると、給湯の蛇口をひねる度一瞬着火するが、その後黒い煙が発生し、給湯できない。	無	無	香川県			
B2K08-019	2008/03/03	2008/05/15	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	給湯機使用中に黒い煙が出た。	無	無	石川県			
B1K08-018	2008/01/24	2008/04/22	石油ストーブ(開放式)	灯油タンクに給油後、口金の締め付けが十分でなかったため、灯油が漏れて引火した。	有	無	大阪府	口金の締め方が不十分であったため、灯油が漏れ、漏れた灯油に引火した火災事故であるため、使用者の不注意による事故と判断した。		
B1K08-017	2008/01/14	2008/04/18	石油ストーブ(半密閉式)	当該機器前に近接してバスタオルを掛けた状態で、当該機器を点けたまま外出したことから、バスタオルに引火し、火災が発生した。	火災	無	北海道	当該ストーブをつけたまま外出し、前方にかけていたバスタオルに引火したことから、使用者の不注意による事故であると判断した。		
B1K08-016	2008/02/06	2008/04/18	石油ストーブ(密閉式)	消防の見解は、ストーブ上にあった洗濯物がストーブの上に落下し火災となった。	有	有	秋田県			
B2K08-015	2008/03/30	2008/04/14	石油給湯機(焼却兼用)	本体に接続された排気筒に紙が接して燃えて、そばにあったダンボールに燃え移った模様。また、そばにあったコンテナ(野菜を入れる樹脂の箱)も溶けた。ダンボールやコンテナは軒下に置いてあり、範囲は約2㎡程度。本体に被害はない。(以上、消防からの情報)	ダンボールとコンテナ(野菜を入れる箱)を約2㎡焼損	無	京都府			
A2K08-014	2008/01/30	2008/04/02	油(薪)だき温水ボイラ	午前3時30分頃ドーンという大きな音が出た。午前4時30分頃水の音がするのでボイラ室を確認すると、ボイラから水が流れ、天井、窓ガラス、ドアのガラスが破損していた。ボイラの外装天板等が飛ばされていた。缶体の内圧が上昇したことによる缶体の破裂と思われるが、圧力安全弁及びその配管類が回収されておらず調査不能。	ボイラの外装天板等が飛ばされ、缶体から水が漏れた。天井、窓ガラス、ドアのガラスが破損	無	岩手県			
B1K08-013	2008/03/16	2008/04/01	石油ふろがま	浴槽に水が入っていると思ってスイッチを入れて、空焚きとなった。2重屋根の間に排気筒の先端が出ていた。	循環パイプ、屋根の一部(煙突貫通部周辺)焼損	無	岐阜県			空焚き防止無しの34年前の釜使用
B1K08-012	2008/02/22	2008/04/01	石油ストーブ(開放式)	子どもが給油タンクを入れ替える時、ネジ式の口金が締まっておらず器具の上面に大量の灯油をこぼした。母親が拭き取り後点火したら火が出て、持ち運ぶときにカーテン等に燃え移ったとのこと。	有	無	岡山県	こぼれた灯油を拭き取り切れていない状態で点火したことにより、燃え広がった事故であると思われる、製品起因による事故ではないと判断した。		
B1K08-011	2008/01/17	2008/03/31	石油ファンヒーター	使用中に突然爆発し、何かが飛んで天井を傷つけた。火災や人的被害は無し。事故原因は当該機器が設置されていた部屋におかれていたスプレー缶が過熱して破裂、飛散したと思われる。	天井を傷つけた。製品一部変形	有	富山県	事故原因は、使用者が、当該機器の吹き出し口付近にスプレー缶を置いていたことにより、スプレー缶の過熱から爆発・引火に至ったものと思われる、使用者の不注意による事故と判断した。		
B2K08-010	2008/03/04	2008/03/17	石油ストーブ(密閉式)	積雪による給排気筒の閉塞による不完全燃焼、排気ガスの臭いで気分が悪くなり、救急車を呼び病院に行った。	無	有	北海道			
B2K08-009	2008/02/23	2008/03/17	石油ストーブ(半密閉式)	ストーブを点火操作したが火がつかない為、消火操作後、再度点火操作を行ったら、炎が大きく燃えた為怖くなって消防に連絡した。炎は自然に小さくなったが、消防車が現場到着し待機後消防車は引き上げた。	無	無	北海道			

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故

JGKA 管理番号	事故発生日	事故公表日	品名	事故内容	被害状況		事故発生 場所	経済産業省 の調査結果	製品事故判定第三者委員会	備考
					物的被害	人的被害				
B1K08-008	2008/02/22	2008/03/13	石油ふろがま(焼却兼用)	浴槽に水を張り、暫くして風呂釜に薪を入れ、風呂釜を焚き始めた。近くの畑に行き、約30分後に帰ってみると、ゴムエルボ部分が燃えていた。(缶体、ゴムエルボ、電源コード、タイムスイッチコード焼損)浴槽に水があることを確認せずに薪に火をつけたため、空焚きとなったものと思われる。 薪を入れバーナーで着火させようとタイムスイッチを回したが、バーナーが作動せず、他の方法で薪に火をつけたとのこと。タイムスイッチで点火しなかったのは、空焚き防止装置が作動していたものと考えられる。(消防署、警察署ともに	有	無	山口県			
B1K08-007	2008/01/03	2008/03/11	石油ストーブ(開放式)	午前11時頃出火家屋を全焼し、隣家を2軒延焼する。	有	有	滋賀県			
A2K08-006	2008/02/24	2008/03/05	石油給湯機付ふろがま(屋外式)	家人が給湯器から煙が出ていることに気付き水を掛けた	器具内部焼損	無	茨城県			リコール品 (2002/10/24)
B1K08-005	2008/01/26	2008/02/27	石油ストーブ(密閉式)	ストーブ上方に洗濯物をかけ、落ちたものに引火したと考えられる。引火したものがストーブ背面に落ち、ゴム製送油管を溶かし、灯油漏れをおこし引火し壁を焦がした。(部分焼)	壁を焦がした(部分焼)	有 (煙を吸った軽症)	北海道			
B1K08-004	2008/01/26	2008/02/18	石油ストーブ(開放式)	石油ストーブが絡む火災が発生し家屋が全焼。家人が顔に軽い火傷を負ったとのこと。調査を行った消防では、現場で給油タンクの口金が見つかっていないことから、給油タンク口金のねじ込みが不完全で灯油が漏れ火災に至ったもので、使用上の問題であり製品に関係ないとの見解であった。	家屋全焼	有 (詳細不明)	福島県	口金の締め方が不十分であったため、灯油が漏れ、漏れた灯油に引火した火災事故であるため、使用者の不注意による事故と判断した。		
B1K08-003	2008/01/19	2008/01/28	焼却兼用ボイラ	松葉を焼却中に、ボイラ周辺にあったものに引火し、近隣の方が消火した。	ボイラ本体及び周辺3㎡焼損	無	山口県			
A2K08-002	2008/01/09	2008/01/28	石油給湯機(屋外式)	制御弁から油漏れし器具内部が焼損しているところを家人が発見し消火した。	器具内焼損	無	茨城県			リコール品 (2002/10/24)
A2K08-001	2008/01/08	2008/01/28	石油給湯機(屋外式)	近隣の方が給湯器の排気部から煙が出ているのを発見し水を掛けて消火した。	器具内焼損	無	茨城県			リコール品 (2002/10/24)

注:

・発生前に合わせ、移動した。(10.09.13)

A2K0400001/A2K0400002/A2K0400003/A2K0400004/

A2K0500001/A2K0500002/A2K0500003/A2K0500004/A2K0500005/A2K0500006/A2K0500007/

A2K0600001/A2K0600002/A2K0600003/A2K0600004/A2K0600005/A2K0600006/A2K0600007/A2K0600008/A2K0600009/A2K0600010/A2K0600011/A2K0600012/A2K0600013/A2K0600014/

A2K0600015/A2K0600016/A2K0600017/A2K0600018/A2K0600019/A2K0600020/A2K0600021/

・過去4年間の経済産業省 製品事故判定第三者委員会の調査結果等を反映した。また、これに合わせ重複データのチェックを行った(10.11.05)

※1 A2:重大製品事故以外の製品事故

※2 B1:「A製品事故」以外の事故で、危害が「A1、重大製品事故」と同じもの

※3 B2:「B1」以外の事故